



2026 年 10 月 28 日

各 位

会 社 名 ニデック株式会社
代表者名 代表取締役常務執行役員 南井 正之
取 引 所 東証プライム (6594)
所 在 地 京都市南区久世殿城町 338
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 渡邊 啓太
電 話 (075) 935-6150

意見不表明の解消に向けた取組み状況に関するお知らせ

当社は、2026 年 9 月 30 日に 2026 年 3 月期の有価証券報告書を、連結財務諸表及び財務諸表（以下「連結財務諸表等」といいます。）に対して監査意見を表明しない旨の監査報告書を付して、提出しました。意見不表明の根拠となった事項に対する改善措置を図り、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）による当社株式の特別注意銘柄の指定から 1 年が経過する 2026 年 10 月 28 日までに、2026 年 3 月期の有価証券報告書、2025 年 3 月期以前の有価証券報告書及び四半期報告書に係る訂正報告書、並びに訂正後の決算短信（以下「訂正報告書等」といいます。）を提出することを目指しておりました。しかしながら、本日現在、2026 年 9 月 30 日時点において対応未了となっていた事項については対応済みである一方、後述の不適切な会計処理等に関与した役職員の特定・評価及び人事的是正措置における会計監査人からの要請への当社による対応並びに会計監査人による監査手続等が完了していないため、会計監査人の意見表明のある監査報告書を添付した訂正報告書等の提出に至っておりません。

内部管理体制確認書の提出に先立ち、2026 年 9 月 30 日以降の意見不表明の根拠となった事項に対する継続的な改善状況、当社グループの決算・監査の対応状況、会計監査人との協議状況、それらを踏まえた 2026 年 3 月期の有価証券報告書の訂正報告書の提出に向けた見通しについて、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は、2026 年 10 月 30 日に東京証券取引所へ内部管理体制確認書を提出する予定です。

記

1. 2026年3月期の監査意見不表明の根拠となった事項への対応

(1) 不適切な会計処理等に関与した役職員の特定・評価及び人事的是正措置

2026年3月期の有価証券報告書の連結財務諸表注記及び財務諸表注記に、不適切な会計処理等に関与、指示、又は認識していた、あるいは会計監査人に対して虚偽の説明を行った役職員の一部を特定し、適切な人事的是正措置を決定するための評価及び人事的是正措置を進めているものの、その一部は完了していない旨を記載しました。

当社は、2025年9月3日に設置された第三者委員会の調査結果及びその後の追加的な検証等を踏まえ、会計不正に関与した役職員の評価（以下「関与者分析」といいます。）を実施するとともに、関与の内容及び程度に応じた人事的是正措置を進めてまいりました。また、随時、会計監査人とも協議を重ねてきております。これまでの経緯、対応状況は以下のとおりであり、本日現在において未完了の関与者分析及び人事的是正措置につきましては引き続き、会計監査人と協議しつつ、実施してまいります。

① 2026年9月30日までの会計監査人との協議経緯及び当社の実施状況

当社は、2026年4月より会計監査人と随時協議のうえ、関与者分析を実施してまいりました。関与者分析を通じて、会計上の重要な判断や財務報告プロセスに関与する者に関して、会計不正への関与状況を調査し、関与者と認定された経理責任者の配置換え等を実施してまいりました。また、2026年8月以降、会計監査人からは、各拠点における経営者確認書（特定の事項を確認するため又は他の監査証拠を裏付けるため、当該拠点の経営者として監査人に提出する書面を指します。）の署名者の適格性の検証を求められ、当社は、同検証手続を進めてまいりました。

当社は、関与者分析の評価結果を踏まえて交代が必要になった経理責任者の後任候補者に対し、第三者委員会の調査結果及び品質・関税問題の調査結果に基づく電子メールのスクリーニング作業、通報・懲戒履歴の確認、経歴の確認、必要な研修の受講、経営者確認書署名者の適格性及び配置換え候補者の適格性を後任候補者自ら宣誓するための宣誓書の取得、追加のインタビュー及びその他の追加検証を実施しました。また、2026年8月以降、会計監査人からは、適格性検証の結果、交代が必要になった経営者確認書の署名者の後任候補者についても、追加検証手続を実施するように要請があり、当社は、同様の追加検証手続を実施しました。

当社は、それら追加検証手続を通じて、関与者分析の結果に基づき、経営者確認書の署名候補者及び経理責任者の後任候補者に係る個別評価を実施するとともに、対象者ごとに収集した情報を整理し、会計監査人への説明を随時行ってまいりました。この過程で、当社は、会計不正に関与していた、もしくは関与していた疑いのある経理責任者の配置換えを積極的に決定する等の対応を進め、会計監査人に報告してまいりました。

しかし、当社は、会計監査人との間で、実施すべき手続及びその対象範囲の合意に至るまでに時間を要したため、9月30日までにすべての手続を完了することができませんでした。結果として、同日時点においては、会計監査人が適格性の評価手続を実施する中で検出事項があると指摘された23拠点の経営者確認書の署名候補者に対する当社の評価が継続していたほか、5拠点における経理責任者の配置換え及び後任者の適格性確認に時間を要し、未了となっております。

2026年9月30日時点の対応未了事項は以下のとおりです。

【2026年9月30日時点の対応未了事項】

9月30日時点では、経営者確認書の署名候補者として適格性に疑義がある対象者及び配置換えを検討すべき対象者の合計77名（約50拠点）について、会計監査人と必要な手続を協議しました。なお、77名の内訳は、国内役員5名、海外役員8名、国内従業員23名、海外従業員41名となります。これらの対象者の後任者に対して、当社の下記手続を完了し、10月27日までに会計監査人の監査が完了することを予定していました。

番号	実施予定手続	経営者確認書 署名候補者	配置換え候補者
1	第三者委員会が関与者として認定していないかチェック	○	○
2	メールレビュー	○	○
3	関税問題への関与チェック	○	—
4	品質問題への関与チェック	○	—
5	経歴書チェック（責任・権限・能力も確認）	○	○
6	過去の通報履歴・懲戒履歴のチェック	○	○
7	外部の法律専門家による懲戒処分インタビュー結果のチェック	○	○
8	必要に応じた対象者への追加インタビュー	○	○
9	研修の実施	○	—
10	宣誓書の取得	○	○
11	検出事項があった場合の追加調査	○	—
12	検出事項があった場合の署名者除外又は検討メモの作成	○	—
13	財務報告に関する適切な責任・権限の確認	○	—
14	会計監査人からの質問対応	○	○

※上表の○は該当手続の対象であることを意味します。

上表のうち、1から13までの手続については、10月27日に完了し、その実施結果について会計監査人に報告しました。

② 2026 年 9 月 30 日以降の会計監査人との協議経緯及び当社の実施状況

一方、2026 年 9 月 30 日以降、会計監査人による電子メールのスクリーニング手続の過程において、追加的な確認を要する事項が検出されました。当社は、これらの事項を踏まえ、財務報告の信頼性及び内部管理体制の実効性をより一層確保する観点から、会計監査人との協議の上、確認手続の対象及び範囲を拡張し、追加的な手続を実施することとしました。

当該追加手続は、2026 年 9 月 30 日以降に新たに把握された事項を踏まえて実施することとしたものであり、その対象範囲も相当程度に及ぶことから、10 月 28 日現在、その一部が継続中となっております。当社は、当該追加手続を通じて確認された事項について適切に評価し、必要に応じた対応を講じるとともに、その結果を踏まえ、内部管理体制の実効性について引き続き適切に評価してまいります。

【2026 年 9 月 30 日以降に会計監査人より追加で要請された事項及びその実施状況】

i. 再検証作業

2026 年 4 月以降、第三者委員会の調査結果及び当社が実施した自己点検結果を踏まえた懲戒処分プロセスにおいて、新たに不正への関与が認められた者に関して、当該対象者がこれまで関与していた決算等の財務報告プロセスを当社として把握し、新たに配置された役職員が必要に応じて再検証する作業を進めました。

また、会計監査人から要請された経営者確認書の署名候補者の適格性検証手続において、検出事項を指摘された者についても、それらの者がこれまで関与していた決算等の財務報告プロセスについて、上記と同様の手続を実施しました。

以上につき、不正への関与が認められた者及び経営者確認書の署名候補者の適格性の検討が必要な者を対象に、職位・役割、会計数値への影響、仕訳の性質・金額・計上時期及び既存手続による確認状況に応じて、具体的な対象者を絞り込んだ結果、2026 年 10 月 10 日に 20 名を再検証手続の対象者として選定し、会計監査人に報告しました。

上記の具体的な再検証手続は以下のとおりです。

- ・ 対象者に関係する電子メールの中で触れられている不適切な会計処理の疑いがある事案等が適切に訂正されているかの検証
- ・ 当該対象者が訂正決算の期間において作成又は承認していた会計仕訳の再点検
- ・ 対象者が資産の減損評価等で使用される事業計画等に影響を与えている場合において、独立した立場から当該事業計画等の合理性の検証

再検証手続は 10 月 27 日に完了し、その実施結果を会計監査人に報告しました。

ii. 役員に対するデジタルフォレンジック手続

2026 年 10 月 8 日に会計監査人より、同日時点における役員（執行役員を含む）8 名に対して、役員の財務報告に係る誠実性に懸念がないことを確認するため、就任時から直近日までを対象とするメールレビューを含む追加のデジタルフォレンジック手続（以下「役員に対するデジタルフォレンジック手続」といいます。）を当社が実施するよう要請を受けました。

会計監査人との具体的な調査手続の協議を経て、10 月 15 日より手続を開始しました。この役員に対するデジタルフォレンジック手続については、監査等委員会の指揮の下で、不正調査及び法律の外部専門家を起用し、必要なデータ収集、電子メールレビュー及びビジョンペーパーの作成を進め、10 月 27 日に 8 名全員に対する実施結果を会計監査人に報告しました。

iii. 追加の電子メール及びその他の情報を用いたスクリーニング手続

2026 年 10 月 19 日に、会計監査人より、経営者確認書の署名候補者の 252 名に対する電子メール及びその他の情報を用いたスクリーニング手続（以下「メールスクリーニング等」といいます。）を実施するように要請を受けました。背景は以下のとおりです。

- ・ 会計監査人は、2026 年 8 月下旬以降、第三者委員会等による調査の対象外であった経営者確認書の署名候補者について、監査上入手した電子メール及びその他の情報を用いたスクリーニングを実施しました。その結果、追加的な確認を要する事項が識別された場合には、当社は、必要な追加調査及び対象者ごとの評価を実施しました。当社は、その評価結果を踏まえて経営者確認書の署名者とするものの適否を判断し、その結果を会計監査人に報告していました。
- ・ その後、2026 年 10 月に入り、会計監査人による上記スクリーニングの過程で、重要な役割を担う役職員について、追加的な確認を要する電子メールが新たに識別されたとの会計監査人からの連絡を受け、当社は、対象者について追加の調査及び評価を実施しました。こうした追加確認を要する事項を踏まえ、会計監査人は経営者確認書の署名候補者の適格性について、対象範囲を広げて追加的に確認する必要性を検討することとなり、当該検討に時間を要しました。
- ・ その後、10 月 19 日に上記の要請があり、当社は、会計監査人との間で、経営者確認書の署名候補者について追加的な確認を行うとともに、その対象者について合理的な基準に基づき範囲を特定することを 10 月 21 日に協議しました。当社は、同日より追加の検証手続を開始し、10 月 22 日の会計監査人との協議を踏まえ、第三者委員会等による調査対象ではない経営者確認書の署名候補者 252 名のうち、既存の調査対象である者を除き、特定の条件に該当する 132 名について、電子メール等との照合及び必要なフォローアップ手続を実施することとしました。なお、既存の調査対象である 120 名については、当該調査結果等を踏まえて対象者ごとの適格性評価を

行うこととしております。

- ・ 当社が実施するこれらの追加手続には、メールスクリーニング等、対象者ごとの評価、必要に応じた当時の役職・職責の確認や面談、外部専門家による評価等が含まれます。その結果については、海外の PwC ネットワークファームを含む会計監査人による監査上の評価が行われることから、当社の予定している手続完了後、会計監査人による手続においても一定の期間を要することが見込まれます。
- ・ 現時点では、追加手続の終了条件及び具体的な監査完了日は確定しておりません。当社としては、現在予定している追加手続を進めた結果、新たに追加手続を必要とする事項が識別されず、当社が実施した手続及びその結果に対する会計監査人の評価により追加又は変更すべき手続が生じない場合には、現在当社側で実施する予定の追加手続について、2026 年 11 月中に完了し、会計監査人に報告することを予定しております。なお、これは会計監査人による監査の完了時期又は当社による 2026 年 3 月期の有価証券報告書の訂正報告書の提出時期を示すものではありません。

（２）資産の減損

2026 年 9 月 30 日付の連結財務諸表の監査報告書における意見不表明の根拠となった事項として、一部の資金生成単位（CGU グループ）について、減損損失の計上額及び期間帰属の妥当性について十分かつ適切な監査証拠を入手できなかったことが記載されました。

当社は、2026 年 3 月期及び過年度の減損損失について、事業計画、将来キャッシュ・フロー、重要な仮定、計上額及び期間帰属に関する追加的な検証を進めております。特に、事業計画及び将来キャッシュ・フローについては、事業部門や特定の役職員の判断に過度に依拠することなく、独立した立場から合理性を検証する仕組みの整備を進め、会計監査人との協議も踏まえ当社の 2026 年 3 月期の訂正作業は完了しております。結果として、2026 年 9 月 30 日に公表した 2026 年 3 月期の連結財務諸表における減損損失の計上額の一部を 2025 年 3 月期以前の計上に訂正する予定であり、現在、会計監査人の監査を受けております。なお、2025 年 3 月期以前の各期における計上額については、引き続き会計監査人と協議を継続し、事業計画、将来キャッシュ・フロー、重要な仮定、並びに計上額及び期間帰属に関する追加的な検証を進めてまいります。

（３）市場価格のない関係会社株式及び関係会社出資金の評価並びに関係会社事業損失引当金

2026 年 9 月 30 日に公表した有価証券報告書の個別財務諸表の監査報告書における意見不表明の根拠となった事項として、関係会社株式・出資金の評価損及び関係会社事業損失引当金繰入額について、計上額及び期間帰属等の妥当性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手できなかったことが指摘されました。

当社は、2026 年 3 月期及び過年度の評価損及び引当金繰入額について、関係会社の財政

状態、実質価額、超過収益力、事業計画、将来収益性及び損失負担見込額等の再検証を進め、会計監査人との協議も踏まえ当社の2026年3月期の訂正作業は完了しております。結果として、2026年9月30日に公表した2026年3月期における評価損及び引当金繰入額の計上額及び期間帰属について一部訂正しており、現在、会計監査人の監査を受けております。なお、過年度の計上額及び期間帰属については、会計監査人と協議を継続し、再検証を進めてまいります。

（４）比較情報及び過年度訂正への対応

2026年9月30日付の連結財務諸表等の監査報告書における意見不表明の根拠となった事項として、上記（１）から（３）に記載のとおり、不適切な会計処理等に関与した役職員が当社及びグループ会社の財務報告プロセスにおいて責任ある立場を担当していることから、比較情報として表示されている2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度及び事業年度（以下「連結会計年度等」といいます。）の連結財務諸表等に含まれる修正再表示された金額及び注記事項の妥当性及び網羅性について判断することができなかったことが記載されました。

また、第三者委員会による調査及びその他の調査の結果、当社は、比較情報の期首の利益剰余金を修正しておりますが、2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度等以前に係る有価証券報告書に含まれる連結財務諸表等について訂正していないことが記載されました。

当社は、過年度の不適切な会計処理等に関する修正について、その網羅性及び妥当性、会計処理の期間帰属、並びに当時入手可能であった情報との整合性等を検証中です。

上記（１）から（３）に記載のとおり、未了の事項につきましては引き続き会計監査人と協議し、速やかに実施いたします。

２．今後の見通し

当社は、2025年10月28日付で東京証券取引所より特別注意銘柄の指定を受け、2026年1月28日に「改善計画書・状況報告書」を公表し、同年4月27日に「改善計画書・状況報告書（改訂版）」を公表しております。当社グループは、「改善計画書・状況報告書（改訂版）」に記載した改善施策を着実に遂行しており、現在、役員責任調査委員会の調査結果を踏まえた体制の見直しも含めて内部管理体制の整備は完了し、運用を開始しておりますが、上記１．（１）から（４）の監査対応上の未了事項が残された課題となっております。

東京証券取引所の有価証券上場規程第503条第２項の「当該指定から１年経過後速やかに内部管理体制の状況等について記載した内部管理体制確認書を提出しなければならない」との定めに従い、本書面の内容を反映したうえで、2026年10月30日に内部管理体制確認書を同所へ提出するとともに、内部管理体制確認書のうち改善施策の整備・運用状

況について公表する予定です。その後、特別注意銘柄の指定解除に向けて同所の審査を受けることになります。

一方、2025年3月期の有価証券報告書、2026年3月期の半期報告書及び2026年3月期の有価証券報告書につきましては、監査報告書における意見不表明及び期中レビュー報告書における結論の不表明とされている事実については極めて重く受け止めております。会計監査人と適時協議しつつ、意見不表明の根拠及び結論の不表明の根拠となった事項に対して速やかに対応を図っております。

上記1. (1) から (4) に記載のとおり、現在、当社において対応が未了となっている事項については、会計監査人との協議も踏まえ、当社は、財務報告の信頼性及び内部管理体制の実効性をより一層確保する観点から、必要な確認を行うものと判断し、追加的な手続を実施しているものです。

当社は、当該手続を通じて確認された事項について適切に評価し、必要に応じて追加的な対応を講じてまいります。当社としては、現時点において当該追加手続が継続中であることのみをもって、直ちに当社の内部管理体制の整備状況に不備があることを示すものではないと考えております。当社は、必要な確認を完了させ、その結果を踏まえ内部管理体制の実効性をより一層確保してまいります。

なお、2027年3月期の第1四半期及び第2四半期の決算につきましては、2026年3月期の訂正報告書の作成と並行して進めております。開示時期については検討しており、決まり次第お知らせいたします。

また、会計監査人との監査契約は、2026年3月期の有価証券報告書の訂正監査は2026年10月23日付で、2027年3月期の監査は2026年10月24日付で締結済みです。

3. その他

当社は、第三者委員会の調査報告書において指摘された「『永守氏の会社』からの脱却」について、今後の改革の方向性及び当社グループが目指すべき姿を示す「Re-Definition 宣言」を策定し、2026年4月1日に社内に発表しました。新たな経営体制の下でも当該方針を踏襲し、新 CEO を中心に当社グループの変革を着実に推進してまいります。

また、当社は、役員責任調査委員会の調査結果を踏まえ、元役員らに対して損害賠償請求訴訟を提起することを決定いたしました。詳細は、2026年10月27日付「当社元役員に対する損害賠償請求訴訟の提起について」をご参照ください。

さらに、当社は、今回の不祥事を風化させないために、特別注意銘柄指定を受けた10月28日を「Forward」と定め、同日から1週間、会計及び品質の両面における不祥事の風化防止と、各部門が自らの職場において取り組むべき活動を主体的に考える機会とします。本取り組みを通じて、経営層からのメッセージの発信にとどまらず、現場の社員自らが

本事案を振り返り、自部門の課題と改善に向けた具体的な行動を検討・実践することで、企業風土変革を一過性のものとせず、日々の業務や職場に根づかせていくことを目指します。

当社は、今般、株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしております。内部管理体制の適切な整備・運用を進めているものの、会計監査人が監査報告書において意見表明できない状況が長期間にわたり継続していることを、当社として深く反省しております。会計監査人から要請された当社として必要な作業について速やかに実施し、会計監査人が監査意見を表明するために必要な資料・証憑の提供及び協議を誠実に行うことにより、会計監査人の監査意見をできる限り早く入手できるよう尽力いたします。

全てのステークホルダーの皆様に誠実に向き合い、高い倫理観で「正しい」を最優先とする企業へと生まれ変わります。役職員一丸となって引き続き風土・制度・プロセスの改革を着実に実行してまいりますので、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上